



2024年
11月

協会けんぽ しが



令和6年度 健康保険委員功労者を表彰しました

令和6年11月6日(水)栗東芸術文化会館「さくら」で開催された滋賀県社会保険委員大会内にて、健康保険委員表彰式を執り行いました。健康保険事業に対して積極的に協力し活動に取り組んでおられる健康保険委員の方の功績を称え、健康保険委員功労者として17名の方を表彰いたしました。

全国健康保険協会理事長表彰

宮部 麻里 様	(宮部運輸有限会社)	橋本 あけみ 様	(明文舎印刷商事株式会社)
小西 由起 様	(社会福祉法人和光会 みどり園)		

順不同

全国健康保険協会支部長表彰

林 清美 様	(医療法人幸生会 琵琶湖中央リハビリテーション病院)	高岡 季博 様	(社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会)
高田 旭人 様	(株式会社西堀)	片岡 由里子 様	(株式会社片岡精起製作所)
長坂 輝子 様	(株式会社平田自工)	太田 和広 様	(公益財団法人 栗東市スポーツ協会)
金本 樹八 様	(光舗道建設株式会社)	池田 佳織 様	(株式会社工コ損保)
大野 尚子 様	(ツジコー株式会社)	深谷 浩志 様	(株式会社ダイチュウ)
岸本 麻未 様	(株式会社北川鉄工所)	黄地 亜耶 様	(黄地電工株式会社)
田邊 麻里 様	(田辺工業株式会社)	岡田 裕美 様	(社会福祉法人 ひかり福祉会)

順不同

受賞者の皆様に、御礼申し上げるとともに益々のご活躍をお祈り申し上げます。
表彰式の模様は、協会けんぽ滋賀支部のホームページに掲載しています。

健康保険証の新規発行は12月2日に終了

新規資格取得の際の手続きは何か変わるの？



健康保険証は令和6年12月2日(月)に新規発行が終了しますが、**日本年金機構への資格取得届の提出はこれまで通り必要です。**

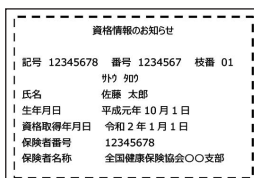
資格取得届提出後、事業所あてに発行されるもの

資格取得届の処理が **11月中**



健康保険証

資格取得届の処理が **12月以降**



資格情報のお知らせ

各種給付金の申請、健診の予約に必要な記号番号の確認にご利用いただき、医療機関等の受診には、マイナ保険証をご利用ください。

12月2日以降の受診方法についてはこちら▶



※11月中に資格取得届を提出した場合でも、処理日が12月2日以降なら「資格情報のお知らせ」が発行されます。

定期健康診断の実施だけで終わっていませんか？

(高齢者の医療の確保に関する法律第27条に基づく提供依頼)

協会けんぽでは、より多くの方が健診結果を活用し、そのメリットを受けられるように、労働安全衛生法に基づく定期健康診断(事業者健診)を利用している事業所に健診結果の提供を依頼しております。

● 健診結果を提供するメリット ●

1 マイナポータルで経年の健診結果を確認できる

マイナポータルでは、令和2年度以降に受けたご自身の特定健診の結果を閲覧でき、経年での変化を加入者ご自身で確認することができます。

また、本人同意のもと医師に健診結果を見てもらうことで、結果をもとに診療を進めてもらえます。



厚生労働省HP

2 特定保健指導(健康サポート)を無料で受けられる

健診結果からメタボリックシンドロームのリスクが高い方へ無料で保健師・管理栄養士の面談を受けていただけます。40歳以上の被保険者の方が対象です。

食生活や日々の過ごし方など、専門知識を用いてサポートします。



3 健診受診率が向上し、インセンティブ制度※による健康保険料率引下げにつながる

※インセンティブ制度…5つの指標について協会けんぽ47都道府県支部を順位付けし、保険料率に反映される仕組み

Q&A

従業員の健診結果を協会けんぽに提供しても問題ありませんか？

定期健康診断(事業者健診)結果データの提供依頼は、法的根拠(高齢者の医療の確保に関する法律 第27条第4項及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定)に基づいて実施しており、保険者への健康診断結果提供について、事業主が法的責任を問われることはありません。

データ提供がない場合、御社の従業員はマイナポータルで健診結果を閲覧できません。

健診結果の提供方法についてはこちらから



滋賀支部HP

放置しないで!!



健診結果に
要再検査・要治療
と記載されていたら...

すみやかに医療機関を受診しましょう!

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には必ず受診いただくよう、事業主や健診のご担当者から従業員にお声かけいただくとともに、従業員が受診できるように御配慮くださいますようお願いいたします。



協会けんぽより、健診結果の血圧・血糖・脂質等の項目において「要再検査」または「要治療」と判定され、医療機関への受診が確認できなかった方に受診を呼びかけるご案内をお送りしています。

ご自身の重症度を
示す内容です。

未治療者に対する 受診勧奨ポスター

滋賀支部のホームページからダウンロードできます!社内に掲示いただき、受診の呼びかけをしやすい環境づくりにお役立てください。

滋賀支部HP



協会けんぽ
マイナンバー
専用ダイヤル

0570-015-369

8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

〈発行〉 全国健康保険協会 滋賀支部

協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階
TEL: 077-522-1099 FAX: 077-522-1138

※おかけ間違いにご注意ください。



提出期限 11/29(金)

『被扶養者状況リスト』

の提出はお済みですか?



期限内に同封の返信用封筒にてご提出
いただきますようお願いいたします。